

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第92号

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条中「条例第4条第3項」を「京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例（以下「条例」という。）第4条第2項」に改め、「納入義務者」の右に「（条例第2条に規定する納入義務者をいう。）」を加え、同条を第1条とする。

第3条を第2条とする。

別記様式中「第2条関係」を「第1条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第2条」を「第1条」に、

「

事業名	
分担金の区分	京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例第4条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 に掲げる時期に納入する分担金 <input type="checkbox"/> 第2号

」

を

「

事業名	
-----	--

に改め、同様式注を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室情報政策課)